

平成30年5月28日

平成30年6月定例会議案概要

・第88号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員野口淳一氏の任期満了（平成30年9月30日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

《後任委員候補者》

氏 名：野 口 淳 一（のぐち・じゅんいち）

略 歴：元鳩ヶ谷市教育委員会教育長

人権擁護委員

・第89号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員樋口亨氏の任期満了（平成30年9月30日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

《後任委員候補者》

氏 名：樋 口 亨（ひぐち・とおる）

略 歴：僧 侶

人権擁護委員

・第90号議案 越谷市税条例等の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 個人市民税関係 《平成33年1月1日から施行》

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴うもの

ア 障害者等に係る非課税措置の限度額の引上げ（現行：125万円 → 改正後：135万円）

イ 均等割・所得割の非課税限度額の引上げ（現行の算定方法に10万円を加算）

② 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超から控除額が遡減、2,500万円超から消失する仕組みの創設に伴うもの

(2) 法人市民税関係 《平成32年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度分から適用》

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等について電子申告による納税申告書の提出を義務付けるもの

(3) 市たばこ税関係 《平成30年10月1日から施行》

① 製造たばこの新たな区分として「加熱式たばこ」を創設するもの

② 「加熱式たばこ」に係る紙巻たばこの本数への換算方法（現行は「重量」のみ）について、「重量と価格」を換算する方式に段階的に移行するもの ※平成34年10月改正まで5段階で実施

③ 紙巻たばこの税率を引き上げるもの ※平成33年10月改正まで3段階で実施

(紙巻たばこ)		1,000本当たりの税率	引上額
現 行		5,262円	—
改 正 後	(第1段階)H30.10.1～	5,692円	+430円
	(第2段階)H32.10.1～	6,122円	+430円
	(第3段階)H33.10.1～	6,552円	+430円

(4) 固定資産税関係 《生産性向上特別措置法の施行の日から施行し、平成33年3月31日までに取得したものについて3年度分に限り適用》

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等に係る課税標準特例措置（「0」以上「2分の1」以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）の創設に伴い、当該特例の割合を「0」と定めるもの

・第91号議案 越谷市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部が改正されることに伴い、引用条項の改正を行うもの。平成31年4月1日等から施行

・第92号議案 越谷市役所本庁舎南側低層部分解体等工事請負契約の締結について

(1) 契約の目的：越谷市役所本庁舎南側低層部分解体等工事

(2) 契約の方法：一般競争入札による契約

(3) 契約金額：1億7,388万円

(4) 履行期限：平成31年3月15日

(5) 契約の相手方：株式会社 豊田工務店

(6) 構造：鉄筋コンクリート造

(7) 規模：1,072.08㎡

・第93号議案 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されたことに伴い、省令に従い、放課後児童支援員の資格要件について、同様の整備を行うもの。公布の日から施行

(1) 追加するもの

新 設：5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(2) 明確化するもの

改正前：教諭となる資格を有する者 → 改正後：教員免許状を有する者

・第94号議案 越谷市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、引用条項の改正を行うもの。平成30年8月1日から施行

・第95号議案 越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

介護保険法施行規則（省令）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されたことに伴い、省令を参酌等し、同様の改正を行うもの。公布の日から施行

(1) 事業者の指定に関する基準の緩和

事業者の指定において、指定地域密着型サービス事業者のうち「看護小規模多機能型居宅介護」については、「法人」のほか、新たに「病床を有する診療所の開設者」を加えるもの

(2) 訪問介護に係る改正

訪問介護を行うための研修に「介護職員初任者研修（基本的な介護業務を行うためのもの）」のほか、新たに「生活援助従事者研修（生活援助中心型のサービスに従事するためのもの）」が追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの

・第96号議案 越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部が改正され、「平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了している者は、経過措置期間（平成30年度又は平成31年度）内は主任介護支援専門員とみなす」とされたことに伴い、省令に従い、同様の改正を行うもの。公布の日から施行

・第97号議案 越谷市理容師法施行条例及び越谷市美容師法施行条例の一部を改正する条例制定について

専ら出張理容及び出張美容を行う者に対し、衛生上必要な講習の受講を義務付けるための改正を行うもの。公布の日から施行

・第98号議案 越谷市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定について

旅館業法の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの。公布の日から施行

(1) ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、「旅館・ホテル営業」が設けられることに伴う規定の整備

(2) 国の基準を参酌し、施設の構造設備等に係る基準を緩和するもの

・第99号議案 越谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

国民健康保険法及び診療報酬の算定方法（厚生労働省告示）の一部が改正されたことに伴い、引用条項の改正を行うもの。公布の日から施行

・第100号議案 越谷市立保健センター建設工事（建築）請負契約の締結について

(1) 契約の目的：越谷市立保健センター建設工事（建築）

(2) 契約の方法：総合評価一般競争入札による契約

(3) 契約金額：10億5,624万円

(4) 履行期限：平成31年11月29日

(5) 契約の相手方：高元・猪又経常建設共同企業体

(6) 構造：鉄骨造 3階建

(7) 規模：1階 1,287.55㎡

2階 1,297.01㎡

3階 1,207.34㎡

屋階 28.68㎡

計 3,820.58㎡

・第101号議案 越谷市立保健センター建設工事（電気設備）請負契約の締結について

(1) 契約の目的：越谷市立保健センター建設工事（電気設備）

(2) 契約の方法：総合評価一般競争入札による契約

(3) 契約金額：2億4,931万8,000円

(4) 履行期限：平成31年11月29日

(5) 契約の相手方：八洲・昭電経常建設共同企業体

《参考》 空気調和設備：(株)ナカノヤ 1億3,780万8,000円

給排水衛生設備：(株)ナカノヤ 1億1,620万8,000円

・第102号議案 第4次越谷市総合振興計画基本構想の一部改定について

土地利用構想図において、荻島地区の一部に工業・流通業務地を図示する改定を行うもの。

・第103号議案 越谷市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について

学校給食法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の改正を行うもの。公布の日から施行

【問い合わせ】総務部法務課

電話 048-963-9130